

光町民憲章

- 一、老人を敬い、子供を導き、楽しい家庭をつくりましょう。
- 一、体力づくりに励み、長生きの町をつくりましょう。
- 一、自然を愛し、美しい郷土を築きましょう。
- 一、教養を高め、互いに規律を守りましょう。
- 一、公共福祉を尊重し、明るい町をつくりましょう。

発行所 光町役場 電話 (04798) 4-1211(代)



スポーツの秋 たけなわ

〈南条小学校運動会〉

国民年金

特例納付制度の活用を

「あるとき、国民年金保険料を忘れないで納めておけばよかった。そうしたら、みんなと同じように年金を受けられたのに……」

今、あなたはこう思っていますか。
このような方々の特例納付の事例を紹介しましょう。

問 私は昭和三十六年四月に国民年金に加入、現在四十五歳で、妻と農業を営んでいます。
昭和四十九年三月まで保険料を納めましたが、その後未納になっています。今回の特例納付で未納分を納めることができるか？

答 あなたは強制加入者ですので、特例納付ができ、保険料は、一七九、三七〇円です。
(但し、昭和五十三年十二月に納

めたと仮定して)

●特例納付分(納期限から二年経過)
四十九年四月～五十一年九月
一、二〇、〇〇〇円

●当時の保険料で納付できる分(納期限から二年以内)
五十一年十月～五十三年十二月
五九、三七〇円

問 私は現在六十一歳で、サラリーマン(厚生年金加入)の妻です。特例納付制度ができたとききましたが、今、国民年金に加入して将来老令年金を受けることができるでしょうか。

答 国民年金加入対象者には、本人の意志にかかわらず、加入する強制加入者(農林漁業の従事者や自営業)と、本人の希望によって

加入する任意加入者(サラリーマンの妻や他の年金制度から年金を受ける人、恩給も含む)とがあります。今回の特例納付の該当者は、強制加入者で、あなたの場合は、サラリーマンの妻で任意加入者です。今回の特例納付には該当しません。但し、現在任意加入者であっても以前強制加入期間のある人で未納期間があれば納付する事ができます。

問 私は大正二年七月一日生れの六十五歳の男子です。
妻と二人で雑貨商を営んでおり会社に勤めたことも恩給なども受けておりません。
今まで年金に加入していなかったため、老後の年金はだめなものにあきらめていましたが、最近、

私のような者でも年金を受けられるようになる制度ができたこと聞きました。本気でしようか。
又、いくら納付したら年金が受けられるようになりますか。
答 特例納付という制度ができ、強制加入しなければならなかった未加入あるいは未納期間の保険料を五十五年六月末日までに納付できることになりました。
そこであなたの場合も今から加入手続きをし、必要な年数分の保険料を納付すれば、翌月から年金が受けられます。
あなたには、年金が受けられる最後のチャンスですので、ぜひ納付されるようおすすしめします。
納付しなければならぬ金額は表1のとおりです。

「行政相談週間」始まる 十月十五日～二十一日まで

皆さんの日常生活には、いろいろな役所の窓口と接触する機会が多くあります。
この時、処理が遅い、処理結果が納得できない、どうしてよいかわからない、こうして欲しい等の不満や疑問を持ち、これらが生活上の心配ごとになっている方はありませんか。
こんな時、公平な立場で皆さんと役所の間に立って、心配ごとを

くわしくは、年金係までお問い合わせください。(旬)二〇三～二二

相談所が開設されます

最近年金の受給に関する問い合わせが多くなっています。そこで年金係では、次のとおり年金相談所を開設いたします。お気軽にご利用ください。
日時 十月二十四日
九時三十分より十五時
場所 役場第二会議室
担当者 佐原社会保険事務所
年金専門官

農村協同館のご利用を

農村協同館が町営球場の隣にあることは、皆さんご存じのことと申します。
この協同館は、昭和四十七年に建設され、各種の会議やレクリエーション等の集いの場として利用されております。
目的に応じて和室(大・小)、大・小会議室、調理室があり、駐車場も広く、結婚式や同窓会にも利用できます。
皆さんの憩いの場として農村協同館をご利用ください。
使用の申込みは、産業課へご連絡ください。(旬)二〇六～二二

解決するのが行政相談です。行政管理局では、皆さんに広くこの制度を理解し、利用していただくために行政相談週間を設け制度の周知を図っています。
当町でも、行政相談委員を中心に合同相談所を開きます。心当りの方はお気軽においで下さい。
期日 十月十八日(水)
時間 午前十時～午後三時
場所 公民館小会議室

表1 53年7月現在

老令(満額)	老令(期間短縮)	特例老令年金	必要な期間	納付する金額	受けられる年金額
一二年二ヵ月	一〇年〇ヵ月	六年一ヵ月	二九二、〇〇〇円	一一〇、七〇〇円	五八四、〇〇〇
三二一、四〇〇	二五五、九〇〇	四八〇、〇〇〇	二二五、九〇〇	一〇〇、〇〇〇	二五五、九〇〇

納付する金額により、受ける年金額が変わりますので、表のいずれか一つを選択することになります。納付金額は、分割納付もできます。

農業者年金

年金法改正による特例納付

農業者年金には現在一二万人が加入し、五万人余の人がすでに経営移讓年金を手にしています。

農業者年金の関心は高まってきており、当然加入資格者の加入は進んできましたが、なかには保険料の時効との関係で、加入の届出をしてもすでに年金給付に結びつかなくなっている当然加入資格者が相当あると見込まれています。

このたび、農業者年金制度の一部改正が行われ、時効完成保険料

保険料を納められる人は

年金の給付を受けるには、加入資格のある人が加入してから六〇歳に達する月の前月までに保険料を一定期間以上納めることが必要です。

の特例納付をすることができるようになりました。

保険料の時効との関係でもう加入できないかと、あきらめていた当然加入資格のある経営主（大正五年一月から昭和十一年三月生まれの人）にとって二度と期待できない絶好の加入のチャンスです。この機会をお見のがしなく、受給資格を得られるよう、ぜひ加入の手续をとりましょう。

農業者年金の被保険者として加入できる人には、当然加入資格者と任意加入資格者とがあります。今回の措置により、これから加入の届出をして、時効によ



に保険料を納めることができなくなっている期間についての保険料（時効完成保険料）の特例納付をすることができるのは

昭和五十一年六月三十日以前の期間について、次の当然加入資格要件をそなえている人で、まだ加入の手續きをとっていない人です。（大正五年以降に生れた人で、すでに六十歳をすぎた人も含まれます。）

このような人は、早く農協窓口で加入手續きをとってください。

さかのぼる保険料は

これから加入の届出をして、さかのぼって納めることができる保険料は、昭和四十六年一月から五十一年六月までの間の被保険者期間について時効完成保険料と、昭和五十一年七月以降の被保険者期間についての保険料で時効が完成していないものです。

資格要件は国民年金加入者で、五十歳以上の自己名義の農地を有すること、三年以上引き続き農業に従事していた者です。尚、くわしくは、農協または、農業委員会までお問い合わせください。

農協 (4)〇一一九(五)四一〇
三農委(4)三三一(一) 三七一〇

尚、加入の届出をして時効完成保険料の特例納付ができるのは、昭和五十三年七月一日から五十四年十二月末日までです。期間中に、農協の窓口で手續きをとり、特例納付をするとともに、時効完成の保険料についても納めることが必要です。

篤志寄付者

- 伊藤敬止(尾垂) 十万円
 - ㈱千葉相互銀行(横芝) 十五万円
 - 竹内正雄(篠原) 十万円
 - 竹内つね(篠原) 十万円
 - 深田左京(虫生) 五万円
 - ㈱東京電力 防犯灯 五基
- ありがとうございます。

光町交通事故発生状況

〈9月15日現在〉

件数	29	(+10)
死者	0	(0)
負傷者	24	(+4)

()内は前月比

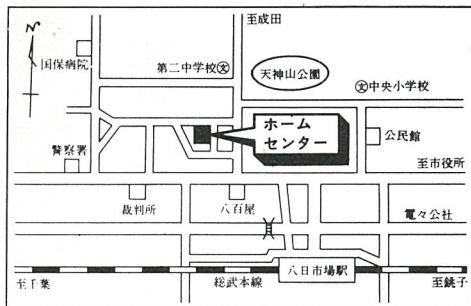
火災発生件数 (八日市場市外三町消防組合管内)

発生期間 火災種別	昭和53年1月～8月		昭和52年1月～8月		比較	
	管内	光町	管内	光町	管内	光町
建物火災	24件	1件	29件	8	-5件	-7件
林野火災	32	6	10	3	+22	+3
その他火災	13	2	7	0	+6	+2
計	69	9	46	11	+23	-2

救急出場件数 (八日市場市外三町消防組合管内)

発生期間 事故種別	昭和53年1月～8月		昭和52年1月～8月		比較	
	管内	光町	管内	光町	管内	光町
交通事故	237件	23件	218件	30件	+19件	-7件
急病	419	61	369	48	+50	+13
一般負傷	108	12	93	10	+15	+2
労働災害	23	3	21	3	+2	0
加害	12	0	20	3	-8	-3
自損	1	0	9	2	-8	-2
運動競技	5	0	8	1	-3	-1
火災事故	1	0	1	0	0	0
水難事故	5	0	10	3	-5	-3
その他	64	11	54	6	+10	+5
計	875	110	803	106	+72	+4

会場案内図



▶ 出演が決った「鬼来迎」

ふるさととの芸能一堂に 郷土民俗芸能大会開かれる

八日市場市勤労青少年ホーム

八日市場市と野栄町、光町の伝統芸能を「一般公開」する「千葉県郷土民俗芸能大会」が、今月二十九日、八日市場市勤労青少年ホームで開かれます。出演は、当町の「鬼来迎」など九団体が一市二町から予定されています。

参加団体は、いずれも無形文化財の指定を受けている、価値の高い民俗芸能であり、興味のある人には絶好の機会です。郷土の民俗芸能の認識を今一度深めましょう。



婦人科診療始まる

面接をする坂野健一先生

組合立東陽病院

休診中であつた東陽病院の婦人科診療は、このほど先生が新任し九月十一日より診療を開始し、充実した医療体制になりました。どうぞご利用ください。

忘れていませんか

古い簡易保険

郵便局から

郵便局では、古い簡易保険（昭和二十四年五月三十一日以前の加入契約）を申出により終了させ、保険金と配当金の外、特別付加金（二千元～六千円）の支払いをする取扱いを行っております。

まだ、この特別措置の手続が済んでいない人は、

早めに済ましてください。
取扱い期間
昭和十六年以前の保険

昭和五十二年十二月三十一日

昭和十六年以降の保険

昭和五十四年六月三十日

くわしくは、横芝郵便局へおたずねください。

④ 〇四七九八（二） 〇四九〇

赤い羽根共同募金運動始まる

赤い羽根共同募金運動は、十月一日から十二月三十一日まで、全国一斉に行われております。

この運動は、社会福祉について国民の理解と、助け合いの精神を高め、皆さんが進んで募金運動に参加し寄付金を各種の民間社会福祉事業に計画的、合理的に配分し

て、向上と発展を図り社会保障の推進に寄与する目的をもっております。

当町も、この運動に賛同し実施することになり期間中に係員が各家庭を訪問いたしますので、ご協力くださるようお願いいたします。



お誕生

九月十五日現在受付(敬称略)

- 〇部落 赤ちゃん 父親 続柄
- 篠原 竹内 綱之 孝和 二男
- 新井 郡司 健 勝夫 二男
- 篠本 増島みどり 厚 長女
- 篠本 平山 嘉則 公勇 二男
- 橋場 越川 健治 俊夫 長男
- 篠本 小西 由伸 正博 長男
- 辻 山下 路子 徳造 二女

町の状況

〈9月1日現在〉

男	5,769人	(- 4)
女	5,911人	(- 8)
世帯	2,818	(- 6)
(は前月比)		

おくやみ

谷中	伊藤進之丞	男性	70歳
木戸	大木 四郎	男性	67歳
橋場	荒田 忠良	男性	59歳
篠本	伊橋 いと	女性	76歳
傍示戸	鈴木 タミ	女性	79歳
篠本	古西 トラ	女性	84歳
篠本	関川佐四郎	男性	48歳
芝崎	宇井 良雄	男性	77歳
虫生	深田 信治	男性	80歳

ご結婚

〇部落	越川俊夫	高橋初美
長塚	伊藤 栄	小川まさ子
関	西村希平	飯高勝子

桑郷	清水 保子	宗造	長女
宝米	布施惠美子	貴	二女
辻	金杉久美子	栄	長女
小川台	鈴木 孝広	孝司	長男
谷中	越川 良二	政次	三男
橋場	鈴木 隆	力男	長男
白磯	川島 剛	薫	長男
作間内	上栗加代子	裕一	二女
小田部	三橋 淳子	康昭	長女